

第 8 章 会 議

- 第25条 本会は、会務運営のため、次の会議を開催する。
- 1、総 会(定期総会・臨時総会)
 - 2、役員会(会長・副会長・会計・事務局長・会計監査・顧問)
 - 3、幹事会(役員、幹事)
- 第26条 総会は、本会の最高議決機関であり、第4章、第7条の役員・幹事・サポーターで構成する。総会の議長は出席した構成員の中から選出する。議事録署名人は、構成員の中から議長が指名する。但し、顧問には議決権は無いものとする。
- 第27条 総会は、構成員の2分の1以上の出席者により成立し(委任状を以て替える事が出来る)、議案は、出席構成員の過半数(委任状を含む)を以て可決する。
- 第28条 定期総会は、原則として会長が招集し、毎年1回、会計年度(2月1日～翌年1月31日迄)終了後2ヶ月以内に開催する。但し、必要に応じ幹事会の承認を経て臨時に開催することが出来る。
- 第29条 次の議題は幹事会で審議し、総会の議決及び承認を得なければならない。
- 1、役員改選承認に関する件
 - 2、事業計画案及び予算案、並びに決算に関する件
 - 3、会則改廃に関する件
 - 4、臨時総会は、会長又は幹事会が必要と認めた時、あるいは総ての構成員の3分の1以上の要請があった時、会長はこれを招集する。
- 第30条 幹事会は本会の立案、審議機関であり、第4章、第7条9項迄の役員により構成し、過半数(委任状を含む)の出席数で成立し、出席者の過半数を以て可決する。(委任状を以て替える事が出来る)
- 幹事会は、毎月1回の定例会とする。会長は、開催日、開催時間、場所について、事前に役員・幹事に通知する。幹事会の議長は、副会長が輪番で行なう。
- 第31条 役員会は幹事会に提出する議案の審議、並びに幹事会より委任された事項に関して審議可決する事が出来る。
- 第32条 事業部会は本会の実行機関であり、部長、部員及び関係者を招集し適宜行う。
- 第33条 事業部会において審議された事項は、幹事会に報告し承認を得なければならない。

第 9 章 会 計

- 第34条 本会の会計は運営上、次の歳入を以て収支、決算を行う。
- 1、会 費
 - 2、助成金
 - 3、寄付金
 - 4、雑収入
- 第35条 会費は1ヶ月200円(一世帯)とする。
- 第36条 会費は、本会に入会した翌月分より(退会する月分まで)徴収する。
- 第37条 本会に納入された会費は、原則として返還しない。
- 第38条 会費、募金等の集金業務は、各マンションの担当が取りまとめ会計に納入する。
- 第39条 本会の会計年度は、毎年2月1日より翌年1月31日迄とし、財務、収支の経理について決算を行い、総会前までに会計監査を受けなければならない。